



栃木県地域企業再起支援事業費補助金

募集期間

2020年9月18日まで

目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者について、同感染症対策や新たな販路開拓に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の事業継続・再起を促進し、地域経済の持続性の強化を図ることを目的とします。公募期間は第1回公募:6月5日(金)～6月30日(火)、第2回公募:7月10日(金)～7月31日(金)、第3回公募:8月17日(月)～9月18日(金)です。※予算上限に達した場合には、第2回以降の公募が中止となることがあります。

支援内容

▼補助対象事業

補助対象となる事業は、以下の（１）、（２）に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。

（１）策定した「補助事業計画」に基づいて実施する事業継続・再起のための取組であること。

・本事業は、早期の事業継続・再起に向けた補助事業計画に基づく、中小企業者の事業継続・再起の取組を支援するものです。事業継続・再起とは関係のない費用に対する補助ではありません。

・補助対象となる事業継続・再起の取組は、本事業の完了後、概ね１年以内に売上げにつながるが見込まれる事業活動（＝早期に市場取引の達成が見込まれる事業活動）とします。

・上記取組は事業実施期間内に完了する必要があります。

・なお、事業実施期間は、事業継続・再起の取組等に応じて設定できますが、本事業においては、令和２年１２月１０日までの期間内に設定する必要があります。

（２）以下に該当する事業を行うものでないこと。

・同一内容の事業について、国（JETRO等の独立行政法人等を含む）または県等公的機関が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業

※本補助金では、同一の補助事業（取組）について、重複して他の補助金を受け取ることはできません（国の持続化給付金、県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の営業全般の継続支援は除きます。）。他の補助金を受給しているか受給予定の方は、補助金を受け取ることが可能か、必ず、双方の補助金事務局に予めご確認ください。

・本事業の完了後、おおむね１年以内に売上げにつながるが見込まれない販路開拓事業（例：機械を導入して試作品開発を行うもの）

・みであり、本事業の取組が直接販売の見込みにつながらない、想定されていない事業）

・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの（例：賭博、性風俗関連特殊営業等）

・海外に発注していた部品の自社製造への切り替えや新たな受注に対応するための設備導入等を実施する事業（サプライチェーン再構築支援補助金の対象となるもの）

・海外に発注していた部品の自社製造への切り替えや新たな受注に対応するための設備導入等を実施する事業（サプライチェーン再構築支援補助金の対象となるもの）

・海外に発注していた部品の自社製造への切り替えや新たな受注に対応するための設備導入等を実施する事業（サプライチェーン再構築支援補助金の対象となるもの）

<補助対象となり得る事業継続・再起の取組事例（イメージ）>

○新たな生活様式に対応するための改装・機械整備等

・店舗、事務所等の改装

・キャッシュレス決済やセルフレジの導入等

○非対面型ビジネスモデルへの転換

・デリバリーへの業態転換

・オンラインサービスの開発及び提供

・店舗販売からEC販売へのシフト

※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可

▼補助対象経費

① 機械装置等費

② 広報費

③ 展示会等出展費

④ 旅費

⑤ 開発費

⑥ 資料購入費

⑦ 雑役務費

⑧ 借料

⑨ 専門家謝金

⑩ 専門家旅費

⑪ 設備処分費

⑫ 調査・委託費

⑬ 外注費

⑭ 車両購入費（宅配または移動販売専用の車両に限る）

支援規模

▼補助率

補助対象経費のうち3分の2以内

▼補助金額

(1) 小規模事業者(※)

下限：100万円 上限：1,000万円

(2) (1)に該当しない中小企業者

下限：なし 上限：1,000万円

※「小規模事業者」について

商工業者(会社及び個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者であること。

対象者の詳細

▼補助対象者

本事業の補助対象者は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす中小企業者になります。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた栃木県内に所在する(※1)中小企業者

(※2)であること。ただし、みなし大企業(※3)は除く。

(2) 本事業への申請の前提として、早期の事業継続・再起に向けた補助事業計画を策定していること。

(3) 次の①から⑥に掲げるいずれにも該当しないこと(※4)。

① 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)に規定する暴力団又は暴力団員等

② 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している

者をいう。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又

は暴力団員等を利用するなどしている者

③ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営

に協力し、若しくは関与している者

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ 県税を未納の者

対象地域



お問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対策支援補助金受付センター

TEL：028-637-1601 FAX：028-637-1602

〒320-0806

宇都宮市中央2丁目5-12 TUビル1階

ポータルサイト：<http://tochigi-kigyosaikei.com>

<受付センターの主な業務>

- ・問い合わせや各種ご相談への電話対応
- ・書類提出等のための面談(予約制)

<開設日時>

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

9:00～17:00

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金